

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の鈴（以下「本法人」という。）の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会及び評議員会出席以外で本法人及び本法人の施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が本法人及び本法人の施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、本法人の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、原則として、実費を支給する。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として、出張終了後支払うが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 本法人の施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成17年11月1日より適用する。

この規程は、平成27年12月14日より適用する。

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

平成27年12月14日に適用した「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を廃止する。

役員の報酬等に関する規程 別表

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円

別表 2

名 称	報 酬
理事長報酬	月額150,000円
理事による研修等に関する 業務報酬	一回につき5,000円
理事による法人運営等に 関する業務報酬	一回につき15,000円
監事による研修等に関する 業務報酬	一回につき5,000円
監事による法人運営等に 関する業務報酬	一回につき15,000円
監事監査指導報酬	一回につき20,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	実費	0円	実 費